

## 秘密保持契約書

●●会社●●●●(以下「甲」という)と玄海農財通商合同会社(以下「乙」という)は、両当事者が相互に開示する秘密事項の取り扱いに関し、次のとおり契約する。

**第1条(定義)** 本秘密保持契約にいう秘密事項とは、相手方当事者に開示するに当たって、書面・口頭を問わず、秘密事項である旨を表明した甲および乙の技術上・営業上・人事上その他業務上の一切の知識および情報であり、書類に記載されるか、または磁気的もしくは光学的に記録された文書・図面・データとする。ただし、秘密事項の開示を受けた本契約当事者について次の各号のいずれかに該当するものは除外する。

- (1) 相手方当事者より開示を受けた時点において、すでに公知となっているもの
- (2) 相手方当事者より書面による同意を得たもの
- (3) 相手方当事者から提供された後に自己の責によらず公知となったもの
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく合法的に取得したもの
- (5) 相手方当事者より提供された際、すでに自ら所有していたと立証しうるもの

**第2条(秘密保持義務)** 甲および乙は、第1条で知りえた情報を、善良なる管理者の注意をもって管理・保持するものとする。

②甲および乙は、受領した秘密事項を甲乙双方が合意した使用目的以外に使用してはならない。

**第3条(使用目的)** 甲および乙は本件の秘密事項を\_\_\_\_\_の目的としてのみ使用する。

**第4条(複製・複写)** 甲および乙は、第1条で定める秘密事項について、必要のある場合にのみ複製・複写を行なうことができる。

**第5条(秘密情報の返還等)** 甲および乙は、本秘密保持契約第3条に定める目的が達成された場合、または開示者から秘密事項の返還請求がなされた場合には、当該秘密事項の使用を直ちに中止し、受領した秘密事項に関する原本、複製および要約を速やかに開示者に返還し、または開示者の指示に従って廃棄等を行い、これを証するものとする。

**第6条(秘密保持義務の例外)** 甲および乙は、第3条で定めた使用目的の達成に必要な範囲のみにおいて、両当事者の役員および従業員、ならびに秘密事項を受領した当事者(以下、「受領当事者」という)が依頼する弁護士、公認会計士、税理士その他の外部アドバイザー(以下、総称して「役員等」という。)に対して、秘密事項を開示することができるものとする。

②受領当事者は、前項の規定に基づき秘密事項の開示を受ける第三者が法律上の守秘義務を負う者ではないときは、本契約に定める秘密保持義務と同等の秘密保持義務を当該第三者に課して、その義務を遵守させるものとし、かつ、当該第三者においてその義務

の違反があった場合には、受領当事者による義務の違反として、相手方当事者に対して直接責任を負うものとする。

③第2条の規定にかかわらず、受領当事者は、法令または裁判所、監督官庁その他受領当事者を規制する権限を有する公的機関の裁判、規則もしくは命令に従い、必要な範囲において秘密情報を公表または開示することができる。ただし、受領当事者は、本項に伴う公表または開示を行った場合には、その旨を遅滞なく相手方当事者に対して通知するものとする。

**第7条（損害賠償）** 甲および乙は、受領当事者が本秘密保持契約に違反して秘密事項を漏洩した場合は、書面により通知して直ちに本契約を解除できるものとする。

②前項の場合において、相手方当事者は、その違反行為の差止め、原状回復を請求および自らが被った損害の賠償を請求することができる。

**第8条（有効期間）** 本秘密保持契約の有効期限は、契約締結日より1年間とする。なお、本秘密保持契約の延長などについては、当事者の協議により別途に決定するものとする。

②前項で定めた期間に関わらず、本契約終了後においても、第2条に定める秘密保持義務および第6条に定める損害賠償については2年間継続するものとする。

**第9条（協議）** 甲および乙は、常に相手方との信頼関係の維持に務め、本秘密保持契約の条項に疑義があり紛争が生じた場合、または本秘密保持契約に規程のない事項について紛争が生じた場合は、信義則に則り、当事者の協議で円満に解決するよう努めるものとする。

②本契約は、日本法を唯一の準拠法として解釈される。

**第10条（合意管轄）** 前条によっても紛争が解決されない場合、本秘密保持契約に関連する一切の訴訟管轄は、当事者のうち訴訟を提起した側の住所を管轄する裁判所とする。

以上、本秘密保持契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙の記名捺印のうえ各1部を保管する。

契約締結日 20XX年XX月XX日

甲：●●会社●●●●

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇ー〇

代表〇〇 〇〇〇〇（印または署名）

乙：玄海農財通商合同会社

福岡県福津市中央5丁目6-30

代表 石坂 晃（印または署名）